第　８　章

税と公共サービス

(1) くらしの税金の控除

○所得税の障害者控除

内　容　　納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。（手帳が交付された年の年末調整、または、翌年の確定申告から控除を追加できます）

障　害　の　程　度	控　除　額
①身体障害者手帳３～６級をお持ちの方 ②療育手帳Ｂ、Ｃをお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳２～３級をお持ちの方	障害者控除 所得金額から27万円が控除されます。
④身体障害者手帳１～２級をお持ちの方 ⑤療育手帳Ⓐ、Ａをお持ちの方 ⑥精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方	特別障害者控除 所得金額から40万円が控除されます。

同一生計配偶者・扶養親族の方が、特別障害者（上記④～⑥該当）であり、かつ、納税者と同居を常況としている場合は、所得金額から７５万円が控除されます。

※　上記①～⑥以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ　所沢税務署　電話（代表）04-2993-9111

（自動音声案内にて「１」を選択してください）

○住民税の障害者控除・非課税

内　容　　納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。（手帳が交付された年の年末調整、または、翌年の住民税申告から控除を追加できます）

障　害　の　程　度	控　除　額
①身体障害者手帳３～６級をお持ちの方 ②療育手帳Ｂ、Ｃをお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳２～３級をお持ちの方	障害者控除 所得金額から26万円が控除されます。
④身体障害者手帳１～２級をお持ちの方 ⑤療育手帳Ⓐ、Ａをお持ちの方 ⑥精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方	特別障害者控除 所得金額から30万円が控除されます。
※納税者本人が手帳をお持ちで、所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。	

同一生計配偶者・扶養親族の方が、特別障害者（上記④～⑥該当）であり、かつ、納税者と同居を常況としている場合は、所得金額から５３万円が控除されます。

※　上記①～⑥以外の方でも、障害者控除・非課税の対象となることがありますので、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ　市民税課　電話 04-2953-1111 内線 1091･1094･1095

FAX　04-2953-8575

（2）自動車税等の減免

○自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

内　容　　障害の区分及び等級が表２に該当する方の通院、通学、通所又は生業のために専ら使用される自動車については、自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免制度があります。対象となる自動車は表１のとおりで、申請により障害者１人につき１台に限り減免されます。

対　象　　次の要件をすべて満たす方

①埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること
②埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること
③納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること
④自動車検査証に「自家用」と表記されていること
⑤自動車を障害者の通院・通学・通所・生業のいずれかの目的で使用すること
⑥表１及び表２に該当していること

減免できる自動車（表１）

	自動車の所有者（納税義務者）	自動車の運転者
ア	障害者本人	障害者本人
		障害者と同一生計の家族等
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人
		障害者と同一生計の家族等
ウ	障害者本人 （世帯に運転免許証をお持ちの家族等がいない方）	常時介護者 （障害者のために常時運転する方）

減免の対象となる障害の区分及び級（表２）

手帳の種類及び障害の区分			減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		１級、３級
	体　幹		１級から３級まで、５級
	聴　覚		２級、３級
	視　覚		１級から３級まで、４級の１（４級のうち視力の良いほうの眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの）
	音声又は言語機能		３級（こう頭が摘出された場合に限ります。）
	平衡機能		３級
	上肢（じょうし）※主に手や腕		１級、２級
	下肢（かし）※主に足		１級から６級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	１級、２級
		移動	１級から６級まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		１級から３級まで
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。
療育手帳			Ⓐ又はA
精神障害者保健福祉手帳			１級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方

※障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します

※障害者が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳１～２級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳Ⓐ又はＡの方、もしくは精神障害者保健福祉手帳１級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります

申請場所と申請期限

	４月１日時点で所有している自動車（軽自動車を除く）	年度途中で取得した自動車※２（軽自動車を含む）
申請場所	自動車税事務所・同支所または県税事務所※１	自動車税事務所・同支所（県税事務所では申請できません）
申請期限	納税通知書に記載された納期限※２	登録の日から３０日以内※３（１か月ではありません）

※１郵送・電子申請ができる場合があります。詳しくはお問合せください。

※２納期限を過ぎても申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額となります。

※３申請期限を過ぎた場合、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は減免できません。自動車税（種別割）については、これまで減免を受けていた自動車を抹消登録した場合に限り、申請月の翌月分からの月割りの減免になります。

登録時に減免の対象となる税額がない場合は、「４月１日時点で所有している自動車（軽自動車を除く）」として翌年度に申請してください。また、軽自動車税種別割の減免は狭山市役所で翌年度に申請してください。

手続きに必要な書類

減免の対象となる障害の手帳（精神障害者保健福祉手帳で申請する場合は自立支援医療受給者証または精神通院医療を受けていることが確認できるものも併せて必要となります）、運転者の運転免許証、自動車検査証(電子車検証の場合は原本又は電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピー)及び自動車税（種別割）の納税通知書（４月１日現在所有している自動車（軽自動車を除く）の場合）等です。また、障害者、納税義務者、運転者の住所が異なる場合は同一生計であることが確認できる書類が必要です。

手帳を交付申請中の方は、申請中であることが分かる書類をご持参いただくことで減免の仮申請ができます。

問い合わせ　埼玉県自動車税事務所 所沢支所　電話 04-2998-1321

ＦＡＸ 04-2991-1009

埼玉県ホームページ「障害者のための自動車税等の減免」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-6c.html

○軽自動車税種別割の減免

内　容　　障害の区分及び等級がＰ８９表２に該当する方の通院、通学、通所又は生業のために専ら使用される軽自動車等については、軽自動車税種別割の減免制度があります。対象となる軽自動車等は次のとおりで、申請により障害者１人につき１台に限り減免されます。（※１）

対　象　（１）Ｐ８９表２に該当し、専ら障害者の方の通院、通学、通所又は生業のために使用される次の表の要件を満たす自家用の軽自動車等

	軽自動車等の所有者（納税義務者）	軽自動車等の運転者
ア	障害者本人	障害者本人
		障害者と同一生計の家族等
イ	障害者と同一生計の方	障害者本人
		障害者と同一生計の家族等
ウ	障害者本人 （障害者のみで構成される世帯に限る）	常時介護者　（※２） （障害者のために常時運転する方）

（２）障害者用につくられた軽自動車等

※１　軽自動車税種別割の減免を受けるためには毎年納期限までに減免申請書を提出する必要があります。

※２　障害者を常時介護する方とは、減免の対象となる障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する軽自動車等を、継続して（少なくとも１年以上の間）日常的に（週３日程度以上）運転しているか、又は運転する見込みのある方です。

問い合わせ　市民税課　電話 04-2953-1111 内線 1096　FAX 04-2953-8575

メールアドレス　siminzei@city.sayama.saitama.jp

狭山市ホームページ「軽自動車税種別割の身体障害者等の減免」

https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/zeikin/keijidoshazei/keiji_genmen2.html

（3）その他税金の控除等

〇個人事業税の非課税

内　容　　両眼の視力が0.06以下の視力障害のある方が、あんま、マッサージ、又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

問い合わせ　所沢県税事務所　電話 04-2995-2136　FAX 04-2998-4408

〇ゴルフ場利用税の非課税

内　容　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方、原子爆弾被爆者の認定疾病に係る厚生労働大臣の認定を受けている方は、ゴルフ場利用税の非課税措置の対象となります。

ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を受けるには、ゴルフ場の利用の際、ゴルフ場利用税非課税申出書を提出するとともに、身体障害者手帳、療育手帳などを提示し、本人確認を受けてください。

なお、年齢１８歳未満の方、７０歳以上の方は、障害の有無にかかわらず、非課税の対象となります。年齢による非課税措置については、運転免許証、旅券、マイナンバーカード等をゴルフ場に提示して、本人確認を受けてください。

いずれの場合も、利用の際に本人確認ができない場合は、非課税措置が受けられませんのでご注意ください。

問い合わせ　川越県税事務所　軽油引取税担当　電話 049-242-3464
FAX 049-242-9624

※その他の税金についても、非課税となる場合や控除対象となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご確認いただくか、所沢税務署へお問い合わせください

国税庁HP「障害者と税」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/03_2.htm

所沢税務署　電話（代表）04-2993-9111（自動音声案内にて「１」を選択してください）

（4）銀行預金等の優遇制度

〇利子等の非課税

内　容　　金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割りが非課税になります。

対　象　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方

問い合わせ　各金融機関におたずねください。

〇ニュー福祉定期貯金

内　容　　１人当たり３００万円を上限として、一般の１年定期貯金の金利にゆうちょ銀行所定の金利を上乗せした金利が適用されます。

対　象　　障害基礎年金などの公的年金や手当等をお受け取りの方

※　身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っているだけでは、この商品はご利用いただけません

問い合わせ　市内の各郵便局の貯金窓口にお問い合わせください。

（5）公共交通機関の割引

○ＪＲ鉄道運賃の割引

内　容　　身体障害者、知的障害者または精神障害者の方は、ＪＲ線について次の割引が適用となります。なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に第１種又は第２種の記載があり、顔写真が貼付されているもの。かつ、精神障害者保健福祉手帳については有効期限を超過していないもの）が必要となります。

また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第１種障害者とその介護者	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	50％	・私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ・障害者１人について介護者１人をつけることができます。 ・回数券及び急行券はＪＲ線区間単独の発売となります。
第１種障害者とその介護者、又は１２歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます）	50％	
第１種、第２種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50％	・片道の営業キロが１００キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※　ＪＲ線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、１枚で発売できる範囲が予め決められています

※　障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます

問い合わせ　ＪＲの各駅でおたずねいただくほか、ホームページでのご案内もあわせてご確認ください。

ホームページ　https://www.jreast.co.jp/equipment/

○障がい者用 Suica

内　容　　JR 東日本のみどりの窓口または話せる指定席券売機において障がい者用 Suica を発売しています。サービス概要は以下となります。

対　象　　・第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者の大人のお客さま
・障がい者本人を介護する任意の1名のお客さま

※第2種身体障害者、第2種知的障害者および第2種精神障害者のお客さまはサービス対象外です。

※小児の設定はありません。

お求めについて

「障がい者用 Suica」は「障がい者 Suica（本人）」「介護者 Suica」を同時にお求めいただきます。別々にお求めいただくことはできません。

ご利用方法

「障がい者 Suica（本人）」「介護者 Suica」は同時かつ同一行程で乗車される場合に、自動改札機またはバス運賃機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。

「障がい者 Suica（本人）」「介護者 Suica」を別々または単独でご利用いただくことはできません。ご利用の際は、身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳の携行をお願いいたします。

※適切な利用についてのご案内を行うため、ご利用状況の確認が必要と認められる場合には、「障がい者用 Suica」の利用停止措置を行うことがあります。

カードの有効期間について

カードの有効期間は、お求めいただいた日から 1 年後の同月末日までです。
みどりの窓口などで身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳をご呈示いただき、サービス対象であることが確認できた場合には 1 年後の同月末日まで有効期間を延長いたします。

問い合わせ　JR東日本HP（https://www.jreast.co.jp/suica/whats/pwd_suica.html）
JR東日本の駅係員へお問合せください。

○西武鉄道の運賃の割引

内　容　　身体障害者・知的障害者・精神障害者の方は、西武線について次の割引が適用となります。なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に、第１種又は第２種の記載のあるもの、精神障害者保健福祉手帳については有効期限内かつ写真が表示されているもの）が必要となります。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第１種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券	50%	・障害者１人について介護者を１人つけることができます。 ・障害者及び介護者に対して発売する乗車券は、乗車券の種類・乗車区間・有効期間が同一であり、かつ同時に購入しなければなりません。 ・乗車券の払い戻しは、障害者とその介護者に対する乗車券について、ともに行う場合に限って取り扱います。
第１種障害者とその介護者、又は１２歳未満の第２種障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます）	50%	
第１種、第２種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	・ＪＲ線等の連絡社線にまたがって乗車する場合には、１００㎞を超えて乗車する場合に限り発売します。 ・西武線内相互発着となる場合は、５０㎞を超えて乗車する場合に限り発売します。

※ 障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合でも、介護者については通勤定期乗車券を発売します。

※ 介護者が通学定期乗車券を使用する資格を有する場合でも、通学定期乗車券は発売しません。

※ 障害者が幼児・乳児の場合、障害者については定期乗車券の購入を省略できます。介護者については、幼児・乳児が定期乗車券を購入しているものとみなして、割引の通勤定期乗車券を発売します。

※ 西武線内に限って乗車する大人の障害者及び介護者は、自動券売機で小児用普通乗車券を購入することにより、これを割引の乗車券として代用することができます。この場合、改札口で入出場の際に手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は同時に入出場しなければなりません。

※ 身体障害者及び知的障害者の方はスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」と「マイナポータル」を連携している場合は、ミライロIDの呈示をもって手帳の呈示に代えることができます。（手帳本通の携帯は必要です。）ただし、西武線内の駅を相互に発着する区間の回数乗車券および定期乗車券については、マイナポータルとの連携の有無にかかわらず、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が介護者同伴でご利用される場合にミライロIDの呈示により購入できます。

※ ICカード乗車券のご利用については、下記にお問い合わせください。

※ 割引の範囲、割引率の詳細については下記にお問い合わせください。

問い合わせ　西武鉄道の各駅でお尋ねになるか、西武鉄道お客さまセンターへおたずねください。　電話 0570-005-712

おからだの不自由なお客様とその介護者の割引制度

https://www.seiburailway.jp/railway/ticket/ticket/discount/

〇ＪＲ又は西武鉄道以外の鉄道運賃の割引

内　容　　ＪＲ又は西武鉄道以外の鉄道運賃についても、ＪＲ同様の割引を行っていますが、営業距離との関係で、その取り扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接、各私鉄の駅窓口にお問い合わせください。

問い合わせ　私鉄の駅窓口でおたずねください。

〇国内航空運賃（正規航空運賃）の割引

内　容　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者の方が航空機を利用する場合、運賃の割引を受けられる場合があります。

※正規航空運賃の割引については、他の割引航空運賃と重複して利用できません。したがって、場合によっては、正規航空運賃の割引よりも他の割引航空運賃のほうが安価となる場合があります。

問い合わせ　割引の範囲、割引率については各航空会社にお問い合わせください。

〇バス運賃の割引

内　容　　県内を発着するバスを利用する場合、賃の割引を受けられる場合があります。なお、バスの通勤定期券につきましては各バス会社におたずねください。

（手帳の等級欄・旅客運賃減額欄に「〇級・第１種」（東京都・埼玉県発行）、「〇級・第２種・要介護」（埼玉県発行）の記載がある場合及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります）

手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

対　象　　①身体障害者手帳をお持ちの方　　②戦傷病者手帳をお持ちの方

③療育手帳をお持ちの方　　④施設入所者（児）

⑤精神障害者保健福祉手帳（写真付き）をお持ちの方

問い合わせ　各バス会社におたずねください。

〇タクシー運賃の割引

内　容　　身体障害者手帳若しくは療育手帳を提示することにより、割引が受けられます。割引率は10％です。

対　象　　身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

問い合わせ　各タクシー事業者におたずねください。

○有料道路の割引

内　容　　事前に市役所窓口やオンラインで割引登録申請を行い、手帳に登録済みシールが貼付されている方が有料道路を通行する場合、通行料金の半額が割引になります。

対　象　・身体障害者手帳の交付を受けられている方が自ら運転する場合

・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方の内、重度の障害をお持ちの方を乗せて、介護者又は知人等が運転する場合

（重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の第１種と同じ範囲になります。）

自動車の登録（任意）

ＥＴＣを利用する場合、自動車の登録にあわせてＥＴＣ利用申請をすることで、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）で本割引が適用できます。

※登録できる自動車は1人につき1台、障がい者本人または同居する家族等が所有する自家用自動車のみ（事業用や法人名義の自動車を除く）

また、知人の車、車検時の代車、レンタカーや介護タクシー、福祉有償運送などでも、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社HPをご覧ください。

手続きの際にご持参いただくもの

ＥＴＣ利用申請をしない場合

① 身体障害者手帳又は療育手帳
② 登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証
③ 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
④ 割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースで自動車を利用している場合）

※②④は自動車を登録される場合のみ

ＥＴＣ利用申請をする場合（ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行））

① 身体障害者手帳又は療育手帳
② 登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証
③ 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
④ ＥＴＣカード（※原則として障害者本人名義のものに限ります。）
⑤ 登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書」
⑥ 割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースで自動車を利用している場合）

※ＥＴＣ利用申請には、自動車の登録が必要です。

※自動車を事前登録の上、ＥＴＣ利用申請をする場合のみ、オンラインでも申請することができます。　https://www.expressway-discount.jp/

※電子車検証の場合、電子機器等の画面または紙媒体の「自動車検査証記録事項」を持参ください。

※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。

問い合わせ　障がい者福祉課であらかじめご申請ください。

障がい者福祉課　　電話 04-2953-1111 内線 1591～1594　FAX　04-2952-0615

ETCをご利用される際の手続きのお問い合わせ先

有料道路ＥＴＣ割引登録係　電話 045-477-1233(受付時間　平日９時～１７時)

知人の車など登録車両以外の利用方法についての問い合わせ先

首都高速道路(株)首都高お客さまセンター 電話 03-6667-5855

FAX　03-3249-1161（耳が不自由な方専用）

(6) 公共料金の割引

○ＮＨＫ放送受信料の免除

内　容　　市町村の福祉事務所などで証明を受けた免除申請書をＮＨＫに提出していただき、NHKが受理した月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

以下の表は日本放送協会受信料免除基準をもとに作成しております。

免除の適用条件についての詳細は、日本放送協会受信料免除基準をご覧いただくか、ＮＨＫにお問い合せください。

	全額免除 （障害者の方を世帯構成員にする場合）	半額免除 （障害者の方が世帯主で受信契約者の場合）
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度（１級または２級）の身体障害者
知的障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●最重度Ⓐまたは重度Ａの知的障害者
精神障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●重度（１級）の精神障害者

※日本放送協会受信料免除基準は、ＮＨＫ公式ホームページの「受信料の窓口」でご覧いただけます。　　〔ＵＲＬ〕http://www.nhk.or.jp/

問い合わせ　ＮＨＫふれあいセンター　ナビダイヤル　0570－077077

○ＮＴＴ東日本ふれあい案内（無料番号案内）

内　容　　１０４番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

※なお、有料の番号案内（１０４番）は２０２６年３月３１日をもって終了となりますが、上述の無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」は継続いたします。番号案内（１０４番）終了後のふれあい案内の具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客様へ別途ご案内いたします。

対　象　　①身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

- 視覚障害：１～６級
- 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）：１～２級
- 聴覚障害：２～４級、６級
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害：３～４級

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

- 視力の障害：特別項症～第６項症
- 上肢の障害：特別項症～第２項症
- 聴覚障害：第２項症、第４項症
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害：第１～２項症、第４項症

③療育手帳をお持ちの方

④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ　ＮＴＴ東日本ふれあい案内事務局　電話 0120-104174　FAX 0120-104134

受付時間：午前９時～午後５時（月～金曜日）

※土・日・祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）は休業

※FAXによるお問い合わせの注意事項

・お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。
　誤って送付された場合は破棄させていただきます。

・返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。

○携帯電話料金の減免

内　容　　携帯電話を利用する際の通話料や基本使用料の割引が受けられます。

対　象　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
　　特定疾患医療受給者証または、特定疾患登録者証の交付を受けている方

問い合わせ　各携帯電話事業者におたずねください。